

## 第 I 章 はじめに

### 1. 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けたこれまでの経緯

平成 8 年の「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)の最終報告において、普天間飛行場の全面返還が合意された。平成 18 年 2 月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定している。

平成 18 年 5 月には、日米安全保障協議委員会(「2+2」)で合意された「再編の実施のための日米ロードマップ」に、嘉手納飛行場より南の米軍施設 6 施設の返還検討が示され、普天間飛行場は全面返還が示された。

これらの状況を踏まえ、平成 19 年 5 月に沖縄県及び宜野湾市が「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」(以下、「行動計画」という。)を策定している。

平成 19 年度以降は、「行動計画」に基づき県市共同調査において「前提条件の整理、計画方針の取りまとめ」に向けた検討を行うとともに、宜野湾市は、自然環境や文化財調査、地権者への情報提供及び意見交換を進めてきている。

一方、沖縄県では「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(平成 24 年 5 月)」や中南部都市圏駐留軍用地跡地を対象とした広域計画である「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想(平成 25 年 1 月)」(以下、「広域構想」という。)を策定している。

また、平成 24 年 4 月には「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」(以下、「跡地利用推進法」という。)が施行され、返還前の立入あっせんに係る国の義務の規定や土地の先行取得制度が創設されるなど、計画内容の具体化に向けた環境が整ってきている。

平成 24 年度は、「普天間飛行場跡地利用計画中間取りまとめ検討委員会」(以下、「委員会」という。)において、「跡地利用計画」の策定に向けた中間的な成果となる「全体計画の中間取りまとめ(委員会案)」の提言を取りまとめたところである。

この委員会案をもとに、「普天間飛行場跡地利用計画策定審議委員会」において、「全体計画の中間取りまとめ」の策定に関する審議を行った上で、沖縄県及び宜野湾市が「全体計画の中間取りまとめ」を平成 25 年 3 月に策定した。

平成 25 年 4 月に「沖縄県における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、統合計画における嘉手納飛行場より南の土地の返還が位置づけられた。

平成 25 年度において、県民フォーラムや PR キャラバン等により、策定された「全体計画の中間取りまとめ」の情報発信及び県民・地権者の意見聴取を実施するとともに、跡地整備の実現性からみた課題の整理、「計画内容の具体化」段階における「行程計画」の作成を行った。

平成 26 年度において、作成された「行程計画」に従い、「全体計画の中間取りまとめ」で示された「計画づくりの方針」に基づき、各分野の計画内容の具体化に向け、文献等調査、計画条件(文化財、地下水系、洞穴等)の明確化などの検討を進めるとともに、有識者意見聴取を実施し、跡地利用計画策定のための配慮事項等の示唆を受けた。合わせて、県民、地権者等の意見聴取や関係機関との調整を実施した。

平成 27 年度において、継続的に各分野の計画内容の具体化に向けた検討を実施し、「普天間飛行場跡地利用計画策定全体会議」や「文化財・自然環境部会」、「土地利用・機能導入部会」等を活用し、行程計画の見直しや配置方針図の更新検討を行い、跡地利用計画の策定に向けた取組みに関する検討を進めてきた。

平成 28 年度において、一部見直しされた「行程計画」を踏まえ「今後の計画づくり」に向けた取り組みの推進にあたり「普天間飛行場跡地利用策定有識者検討会議」を設け、西普天間住宅地区跡地等の周辺開発動向や関連計画等の検討経過を捉え跡地利用計画の素案策定に向けた検討を行った。

本年度は、継続的に「普天間飛行場跡地利用策定有識者検討会議」を実施し、「中間取りまとめ」の「計画づくりの方針」に関わるこれまでの検討経緯を整理するとともに計画内容の具体化に向けた課題等を抽出し、普天間公園（仮称）懇談会の提言や関連計画の検討経過を踏まえた配置方針・配置方針図の更新に向けた検討を実施した。

■ 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組の流れ

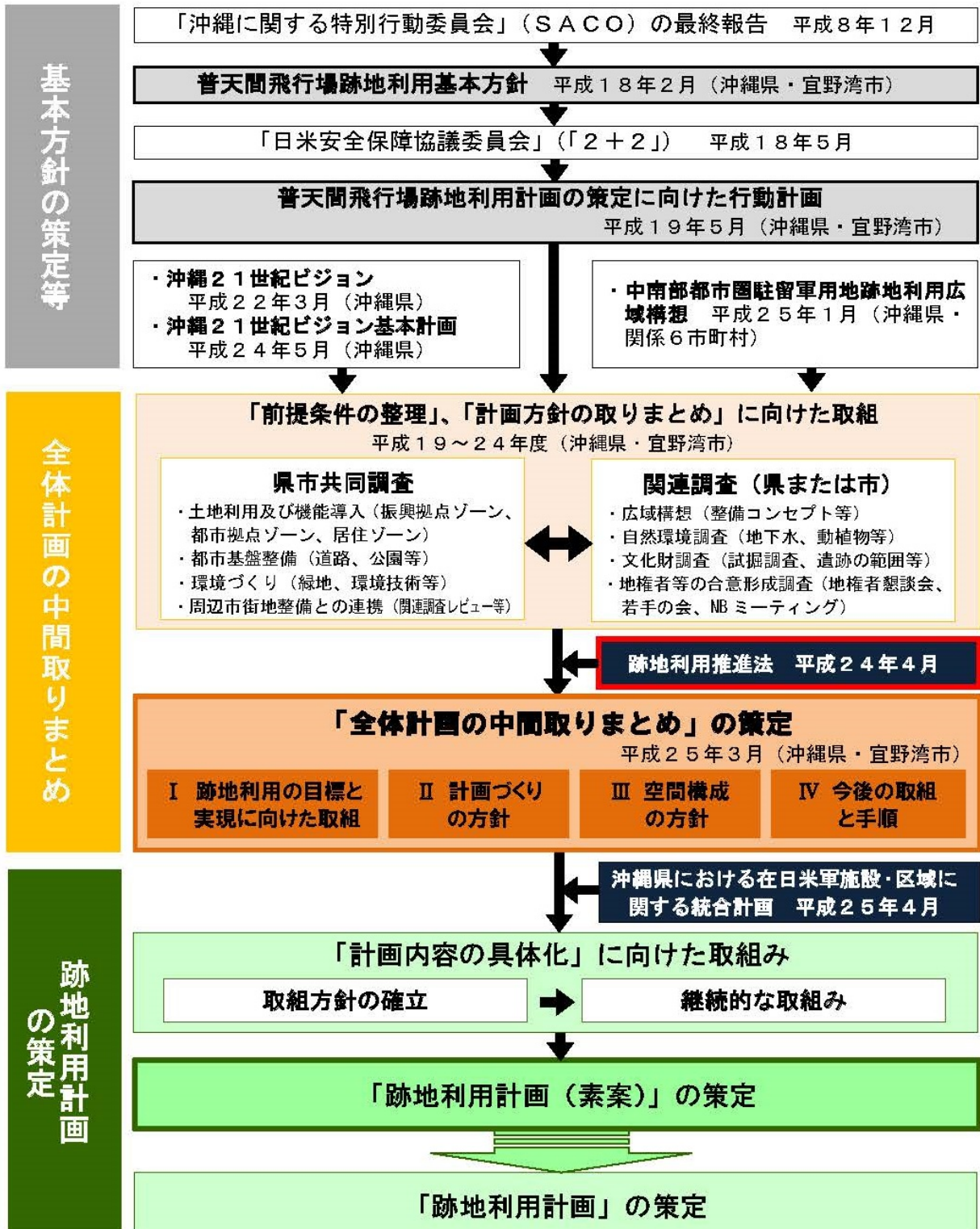


図 I-1 普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組の流れ

■ 普天間飛行場跡地利用の位置づけ・目標

配置方針図の更新検討を行い、跡地利用計画の策定に向けた取組みに関する検討を進めてきた。

<p><b>沖縄21世紀ビジョン基本計画 平成24年5月(沖縄県)</b></p> <p>普天間飛行場跡地を中南部圏域の新たな振興拠点として位置づけ、国及び宜野湾市と連携して、跡地利用計画の策定に向けて取り組む</p>	<p><b>中南部都市圏駐留軍跡地利用広域構想 平成25年1月(沖縄県・関係6市町村)</b></p> <p>普天間飛行場跡地利用コンセプト</p> <p><b>平和のシンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市 —新たな沖縄の振興拠点—</b></p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**普天間飛行場跡地利用計画の中間取りまとめ 平成25年3月(沖縄県・宜野湾市)**

**■跡地利用の目標**

<p>新たな沖縄の 振興拠点の形成</p>	<p>宜野湾市の 新しい都市像を実現</p>	<p>地権者による 土地活用を実現</p>
---------------------------	----------------------------	---------------------------

**ネットワーク型の公園緑地を中心とした配置方針図を作成  
—世界に誇れる環境づくり—**

3.「配置方針図」の作成

「配置方針図」は、上位計画や現段階で推定される跡地の現況にもとづいて作成したものであり、土地利用や道路ルート・公園等の位置・範囲等は確定したものではありません。  
「配置方針図」は今後の取り組みを踏まえて更新していくことを前提としています。

図 I-2 普天間飛行場跡地利用の位置づけ・目標